

平成24年第2回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年6月4日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁
町民課長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子
庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸

散会 午前11時12分

(午前10時00分 開議)

議長（滝沢寿美雄君） 定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回立科町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、関係課長です。

報告します。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの取材撮影を固定カメラから、町長招集のあいさつのみ、また『広報たてしな』の取材撮影を、それぞれ許可をしてあります。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君） ―――議事日程朗読―――

平成24年第2回立科町議会定例会議事日程第1号

平成24年6月4日 月曜 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 町長招集のあいさつ
 - 第4 議会諸報告
 - 第5 議案第44号 立科町地下水保全条例の制定について
 - 第6 議案第45号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第7 議案第46号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第8 議案第47号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 第9 議案第48号 立科町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第10 議案第49号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第1号）について
 - 第11 議案第50号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第1号）について
 - 第12 議案第51号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。
 - 第13 議案第52号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第14 報告第2号 平成23年度立科町一般会計繰越明許費の報告について
- 以上です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を、議長において行います。会議録署名議員は

会議規則第 118 条の規定によって、9 番議員箕輪修二君、10 番議員宮下典幸君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

会期については、西藤努議会運営委員長より報告願います。

西藤努議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈5 番 西藤 努君 登壇〉

5 番（西藤 努君） 会期の検討結果について、ご報告申し上げます。

会期につきましては、5 月 24 日、議会運営委員会を開催し、平成 24 年度第 2 回定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法等、議会運営について検討した結果、今定例会に提出が予定されている案件は、条例関係 5 件、補正予算 4 件、報告 1 件の、計 10 件であり、会期は 9 日間必要と思われます。したがって、本例会の会期は、本日より 9 日間が適当との結論に達しましたので、報告いたします。

なお、会期日程については、事務局長より説明させます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から 6 月 12 日までの 9 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 9 日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき、説明いたします。

本日は、議案の上程、提案説明などを行います。本会議終了後、予定を変更し、議員控室で全員協議会を開催いたします。終了後、議会だより編集委員会を開催します。

2 日目、5 日は、午前 10 時に開会し、一般質問を行います。

3 日目、6 日は、午前 10 時に開会し、前日に引き続き、一般質問を行います。

4 日目、7 日は、午後 10 時に開会し、質疑を行い、質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。午後 2 時より社会文教常任委員会を第 1 委員会室で開催し、付託案件の審査を行います。

5 日目、8 日は、午後 1 時 30 分より総務経済常任委員会を第 1 委員会室で開催し、付託案件の審査を行います。

6 日目、9 日及び 7 日目、10 日は、休会です。

8 日目、11 日は、常任委員会予備費といたします。

9 日目、12 日、最終日は、午後 3 時に開会し、各常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会といたします。本会議終了後、議員控室において、全員協議

会を開催いたします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 町長招集のあいさつ。小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） おはようございます。

田植えも済み、木々の緑の深まりとともに、さわやかな初夏の季節を迎えました。

本日、ここに平成24年第2回立科町議会を招集いたしましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、ありがとうございます。

政府は、4月24日、2011年度の食糧・農業・農村の動向をまとめた農業白書を閣議決定をいたしましたけれども、東日本大震災からの復興は、津波被害を受けた後に農業を再開した農家が4割にとどまるなど、道半ばだとして、引き続き農政が最優先課題だと強調をいたしました。食糧自給率は39%と2年続けて下落、消費、生産両面の対策が必要との認識も示しております。

一方、国内の経済消費は、震災の影響が薄らいだことや、今後の復興需要への期待から、マインド面では徐々に改善しつつあり、エコカー補助金など、経済対策による景気の下支えも期待されるところでございます。

しかし、電力供給への不安などが解消されない問題も残っているほか、欧州の財政問題など、海外経済の不安定な環境も見逃せません。

また、消費税率を5%から10%への引き上げを柱とする、今国会の最大争点である社会保障と税の一体改革関連法案をめぐる、与党である民主党内ではまともならず、与党間での駆け引きが引き続き行われており、混乱が予想されております。今後も国の動向を見守りながら、町の運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、このような中、町政運営にあたり、自立を確固たるものとするために、その最大要因である健全財政を維持し、夢ある暮らしの実現に向けて、人口増、町の活性化を大目標に掲げ、施策を進めておるところであります。

当町の人口は、4月現在、世帯数2,806世帯、人口では7,868人で、減少が続いております。また、高齢化率は29%となり、さらに上昇の予想がされており、住みなれた地域で生活のできるよう、さまざまな支援が必要であり、ますます自助・共助・公助の地域づくりが求められております。

今年度は、環境やエコに対する意識の啓発及び住環境整備を促進するため、7月から太陽光発電施設の設置に対する補助申請を開始いたします。また、ごみ処理体制を維持していくため、新ごみ焼却施設整備を、立科町、佐久市、軽井沢町により、平成29年度稼働を目標に進めているところであります。

昨年、農業振興公社が設立されましたが、新規作物等の試験栽培事業、加工品開発事業に町も補助を行い、蓼科牧場と茂田井地区でヤマブドウ、ワイン専用ブドウの試験栽培を開始いたしました。畜産では、ブランドの蓼科牛、蓼科山麓豚などは消費者に浸透しておりますけれども、畜

産業の経営は依然低迷はしており、これらの解消につながるよう、努力が必要でございます。都市農村交流センター耕福館の運営については、経費の見直しを行い、新規来館者の増加を目指し、新たに豊島区の小学校の子供たちの受け入れを進めてまいりたいと考えております。議員の皆様からも、PRのほどを、よろしくお願い申し上げます。

道路整備におきましては、国道254号、宇山バイパス事業が着手2年目を迎え、用地買収や設計の段階になりました。主要地方道諏訪白樺湖小諸線は長門牧場入口付近の拡幅、また樽ヶ沢の付近の急カーブの改良を計画をしております。町道では、蓼科高校周辺の道路改良に向け、計画設計を行う予定でございます。

また、世界的な水不足が懸念をされ、外国資本による地下の水資源をねらった森林買収の動きが全国規模で問題視されております。こうした現実にかんがみ、地下水の採取に必要な規制を行い、水資源の保全に努め、住みよい生活環境を確保することを目的に、立科町地下水保全条例を今議会に上程いたしました。

昨年来、多くの自然災害や原発事故に伴う放射能汚染などがあり、これらに対応すべく、防災対策に重点を置き、地域防災計画を見直してまいります。また、防犯灯の省エネ照明器具交換工事は、本年度で町が設置するすべてがLED化となりますが、発注に向けて進めてまいります。

白樺高原の観光事業は、グリーンシーズン、スキーシーズンとも入り込みが減少の一途をたっており、大変心配をしております。そのような中、白樺高原観光協会が本年4月1日、一般社団法人の蓼科白樺高原観光協会として創設されました。新法人には、みずから行うの精神が醸成され、誘客や地域の活性化を進め、観光ブランドであります白樺高原により一層磨きをかけ、観光発展を目指していってほしいと期待をしております。また、観光の低迷と同様、索道事業も毎年、営業赤字が続き、経営は困難をきわめておりますが、今は立科町の観光業の根本をなす事業との認識から、町営の姿勢を維持しております。今後は、町民的な議論が必要と考えております。

ハートフルケアたてしな徳花苑は、開所以来、24年目を迎え、介護事業の複合化、規制緩和、地域社会状況の変化等に対応するため、町の経営から社会福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人での経営に、来年4月から移管する計画であります。現在は、法人設立準備室、法人設立準備会議等により、移管準備を進めているところであります。この中で、施設入所待機者の解消や今後の認定者の増加に対応する徳花苑の移転、増床も、順次進めてまいります。

本年度の重点施策では、教育の充実として、立科教育の推進をしております。やがて立科町を担う子供たちの教育に力を注いでいくものであり、保育園から高校までの連携を密にし、学力の向上はもとより、生きる力の醸成を図っていききたいと考えております。

なお、統合保育園は、平成25年4月の開所を目指し、6月11日に起工式が行われる予定であります。

以上、数多くの町施策を進めてまいりますけれども、国の動向も定まらず、難しい面も多々出てきようかと思っておりますけれども、皆様のご支援を仰ぎながら、元気な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

いよいよ夏山シーズンであります。きのうは、蓼科牧場前で、多くの関係者にご出席をいただ

き、夏山開きを開催することができました。震災や不景気、天候などの影響により左右される観光客の出足に心配しているところではありますが、白樺高原の自然のすばらしさ、何回も訪れたい魅力ある観光地を維持し、つくり上げるべく努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、招集のあいさつといたします。

続いて、3月定例会以降につきましての、主な町長諸般の報告をいたします。

3月15日には、2棟目の子育て支援住宅、サンコーが芦田宿南と土地開発公社が分譲する細谷朝日ヶ丘団地が完成し、合同竣工式を行いました。また、同日、北佐久郡行政連絡協議会が開催され、当番を軽井沢町へ引き継ぎました。

16日には、卒業生73名の中学校卒業式、また3月17日には卒業生75名の小学校卒業式に出席をしております。

19日には、白樺湖下水道組合議会議会が開催され、出席をしております。

23日には、3園の卒園式が行われ、50名の園児を送り出しました。

26日には、佐久警察署川西庁舎で東信運転免許センターの開所式が行われ、出席をしております。

27日には、佐久広域連合第1回の定例会が開催され、連合規約改正、また24年度予算及び23年度補正予算などが決定されました。

4月2日には、消防団幹部新入団員任命式に出席をし、訓示を申し上げます。

3日には、3園の入園式、5日には小学校及び中学校の入学式が行われ、また6日には蓼科高校の入学式が行われ、希望に満ちた児童・生徒にお祝いと激励のあいさつを申し上げたところであります。

9日、10日には、区長会、部落長会の総会が開催され、地域の取り組みに対する支援等、また町づくりに対しご協力をお願いをいたしました。

23日には、蓼科白樺高原観光協会創設50周年並びに一般社団法人改組記念セレモニーが開催され、出席をし、お祝いと激励を申し上げます。

24日には、県町村会・政務調査会合同部会が開催され、国・県への要望等について協議をいたしております。

25日には、北佐久郡行政連絡協議会が開催され、平成24年度事業計画等を決定いたしました。

27日には、交通安全協会定期総会が開催され、日ごろの活動に対する感謝とともに、ごあいさつを申し上げます。

5月1日には、選挙管理委員会の発会議が開催され、選挙管理委員長には中島民夫氏が、職務代理者には岩下一平氏が就任し、今後のご尽力をお願いし、あいさつを申し上げます。

7日には、知事と市町村長との意見交換会が行われ、新たな県の総合5カ年計画策定を進めるにあたり、地域の課題等について協議をしております。

9日には、町民まつり実行委員会を開催し、開催場所を芦田宿通りに定着させ、行うことを決定をいたしました。

10日には、蓼科高校育成会総会が開催され、魅力ある高校づくりのための事業について協議

をしております。

14日には、東信農業共済理事会が開催され、出席をしました。

25日には、佐久広域正副連合長会議に出席をしております。

26日には、蓼科すずらん会とのふるさと懇談会が開催され、町の取り組みや課題に対する意見交換をいたしました。

29日には、佐久食肉センター総会が開催され、出席をいたしました。また、同日、諏訪湖流域下水道促進協議会には、副町長が出席しております。

6月3日には、夏山開き、すずらん祭りが行われ、夏山シーズンの安全と多くの観光客の皆さんが訪れていただくことを祈願いたしました。

以上で、町長、諸般の報告といたします。

続いて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案5件、一般会計ほか補正予算案3件、繰越明許費の報告1件であります。ご提案申します各案件の概要については、副町長から説明をさせます。

以上で、6月定例議会招集のあいさつといたします。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） それでは、私のほうから議案の概要を申し上げます。

議案第44号 立科町地下水保全条例については、各地で外国資本による水資源を確保するやに見える森林買収また企業活動による水資源の枯渇や地盤沈下など、社会生活に大きな影響を与える事象が見られていることなどから、全国的に地下資源の保全を図る条例制定の動きが活発となってきており、町でも佐久地域の自治体との連携の中で地下水保全条例を制定して、地下水を公水と位置づけ、規制と適正利用を図る条例を制定するものであります。

議案第45号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。立科町の消防団員は、町内に居住または町内に勤務する者が団員と規定されていますが、事情により町外に居住して消防団活動をされている方々もいることから、町外に居住していても団活動ができる者は団員とする改正を行うものであります。

議案第46号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、外国人登録法が来月、7月9日に廃止され、日本人同様に住民登録法の適用対象となることから、印鑑登録、証明に関する所要の整備を行うものであります。

議案第47号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についても、ただいまの外国人登録法の廃止による手数料徴収条例からの外国人登録法にかかる条項を削除するものであります。

議案第48号 立科町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、ハートフルケアたてしなの法人移管に向け、グループホームだんらんの建物登記を行うにあたり、地番を合筆したことにより、地番の変更をするものであります。

議案第49号 立科町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出に669万7,000円を追加し、総額を38億669万7,000円とするものです。

歳入では、児童手当法の施行に伴い、子ども手当から児童手当となることから、国及び県負担金の所要の補正であります。また、県支出金では、地域発元気づくり支援金事業の採択に伴う補助金、また財産収入は借入地の新規契約に伴う特別賃貸料の増であります。

次に、歳出ですが、各課において、4月の職員の異動及び共済費の負担金率の改正による所要額を計上してあります。

主なものとして、総務費では、立科ブランドのロゴキャラクターの普及またPRするためのピンバッジ等の作成費用を計上しました。コミュニティ費では、県の元気づくり支援金事業の採択により、温泉館へ健康ウォーキング用具の購入費や周辺の花等の植栽費用を計上いたしました。

民生費では、子ども手当から児童手当となることによる所要の補正、子育て支援費では児童館ホールの長年の床の日焼けによる床の修繕補修費、保育所建設費では電柱移転費を計上しました。高齢者福祉費では、ハートフルケアたてしなの法人移管に向けての徳花苑、デイサービスセンター、共同住宅の建物登記にかかる測量委託料を計上いたしました。

衛生費では、日本脳炎対象年齢の拡大に伴う接種費用を増額計上いたしました。

農林水産業費では、農業振興費で有害鳥獣駆除委託料の増額、また料理コンテスト入賞作品の商品化を進める事業費用を計上しました。

商工費では、町内商工事業の活性化を図るために、昨年に引き継ぎ、プレミアつきの商品券発行事業を商工会で行っていただく費用を計上いたしました。

観光振興費では、社団法人として設立された蓼科白樺高原観光協会の事務所開設にかかる所要の補助を計上いたしました。

消防費では、地域防災計画の見直し業務を、24年度で一括で行うための費用を計上いたしました。

教育費では、丸子修学館高校の100周年記念事業への補助金を計上し、ふるさと交流館管理費では、ふるさと交流館の地下の倉庫を整理して有効活用を図るための棚の購入費を計上いたしました。

災害復旧費では、林道細久保線の復旧工事費を計上いたしました。

歳入と歳出との差額は、予備費で調整をしてございます。

次に、議案第50号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第1号）は、予算の総額は変更ございません。人事異動に伴う人件費の補正が主であります。介護老人福祉施設事業費で、徳花苑のりんどう棟の冷暖房設備の修繕費用を計上いたしました。

次に、議案第51号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出に216万5,000円を追加し、総額を4億5,147万4,000円とするものです。

歳入では、職員の異動による給与費の一般会計からの繰入金でございます。

歳出では、これらの給与費の補正であります。

議案第52号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）は、収益的支出の補正を行いますが、予備費で調整し、総額は変更ございません。こちらも、人事異動に伴う人件費等の補正であります。

報告第2号は、平成23年度立科町一般会計繰越明許費の報告であります。24年度予算で、24年度で事業を行うものとして、保育所建設事業にかかわる内容で報告をさせていただきます。以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議のほど願います。以上でございます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（滝沢寿美雄君） 日程第4 議会諸報告を行います。議長の報告は配付いたしました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、土屋春江総務経済常任委員長、報告はありますか。

4番（土屋春江君） 総務経済常任委員会、特別に報告事項はございません。

議長（滝沢寿美雄君） 次に、田中三江社会文教常任委員長、報告はありますか。

6番（田中三江君） 社会文教常任委員会は、5月17日に所管各課の新年度重要課題について伺い、意見交換をしました。また、牛鹿地区にあります株式会社長野県クリーンサービスの産業廃棄物中間処理プラントを視察いたしました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第44号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第44号 立科町地下水保全条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君） 議案第44号 地下水保全条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

資質の高い水資源は、我が立科町にとって大変貴重な財産であります。世界的に気象変動や人口の増加による水不足が叫ばれる中、近年外国資本による森林買収など、地下水を採取したり、森林以外の土地でも民間企業が販売目的で地下水を採取するなど、水資源の枯渇や地盤沈下など、生活環境へも影響することが懸念されております。また、水の需要者が新たに地下水利用へ転換すれば、水道水の需要減少にも拍車をかけるものであり、水道事業の経営にも少なからず影響することが考えられます。

地下水の保全に関しましては、国や県でも法律や条例の整備を進めておりますが、現段階では地下水を規制するまでには至っておりません。そこで、当町においても、大切な水資源をこうした脅威から守り、未来へ継承していくため、このたび立科町地下水保全条例を別紙のとおり制定いたします。

まず、目的、第1条ですが、「この条例は、地下水の採取に必要な規制を行い、その適正な利用を図ることで、公共用の水道水源をはじめ大切な水資源を保全し、あわせて地下水の採取による枯渇や地盤沈下を防止し、町の全域について地下水を公水としての認識にたちその保全に努め住みよい生活環境を確保すること」を目的とします。

第2条は、用語の意義でございます。

町の責務、第3条ですが、町は地下水保全のため、総合的な施策を推進します。

町民及び事業者の責務、第4条ですが、「町民及び事業者は、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全について理解を深めるとともに、町が実施する地下水保全のための施策に協力するもの」とします。

申請及び許可、第5条、「井戸を設置し、地下水を採取しようとする者は、申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。」、第2項として、許可の内容を変更する場合も、「申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。」こととなります。

地下水採取の許可基準、第6条ですが、地下水採取に係わる許可基準は次の各号、1号から6号までの定めになります。「ただし、公益上、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。」こととします。それぞれ許可基準の数値につきましては、地下水に影響する範囲や汚染に影響する範囲でありますので、それらの数値によるものや統計資料等により決めました。

裏面をごらんください。

第7条により、井戸完成後は14日以内に町長の検査を受け、許可の失効、第8条により、「採取しなくなったとき、又はその施設を廃止したときは、当該施設に係る許可はその効力を失う。」こととなります。

第9条により許可を取り消しすることができ、第10条により資料の提出や立入調査ができます。

また、第11条により指導または勧告を行うことができ、第12条により、規定に違反した事業者に対し中止を命じ、原状回復等、措置を命ずることができます。

第14条では、罰則を定めてあります。第12条の命令に違反した場合は50万以下の罰金に処し、2項では資料の提出、立入調査をさせない場合等、30万円以下の罰金を処すこととなります。

両罰規定を第15条で設け、附則としまして、この条例は平成24年7月1日から施行します。経過措置としまして、既に設置されている井戸につきましては、許可を受けた事業者とみなします。

以上ですが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく申し上げます。

◎日程第6 議案第45号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第6 議案第45号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）議案第45号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

第3条第1号は、消防団長ほか消防団員の任用についての規定であります。資格要件を区域内に居住する者のみに限らず、区域内の事業所等に勤務する者、また区域外に居住している者であっても、当該消防団活動に従事できる場合は認めるとする、資格要件の対象を拡大するため、

改正を行うものであります。

この条例の施行は、公布の日からとし、平成 24 年 4 月 1 日からの適用とするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第 7 議案第 46 号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第 7 議案第 46 号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）議案第 46 号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

出入国管理及び難民認定法が改正され、平成 24 年 7 月より施行となります。それにより新しい在留管理制度がスタートされ、外国人登録制度が廃止されます。同時に、住民基本台帳法の一部を改正する法律も 7 月に施行され、外国人住民にも日本人と同じく住民基本台帳法が適用されることにより、立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

その内容は、条文中、外国人登録法に関連した文言の削除及び外国人住民が住民基本台帳に記録されることにより、印鑑を登録する場合において、通称名や片仮名表記での登録ができるようになるものです。

附則の施行日ですが、新たな法律が施行される平成 24 年 7 月 9 日からこの条例を施行するものです。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第 47 号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第 8 議案第 47 号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）議案第 47 号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

外国人の利便の増進及び行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える法律の改正が行われたため、それに伴う改正であります。

第 2 条第 1 項は、手数料の種類及び金額についての規定であります。第 33 号の外国人登録に関する証明についてを削り、それ以降の号を 1 号ずつ繰り上げるため、改正を行いものであります。

なお、この条例は平成 24 年 7 月 9 日からの施行とするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第9 議案第48号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第9 議案第48号 立科町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤ハートフルケアたてしな所長。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君）議案第48号 立科町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、裏面をごらんいただきたいと思います。今回の提案に当たりまして、経過をご説明申し上げます。

現在、町所有施設、グループホームだんらん及びデイサービスセンターの建物の登記、事務を進めているところでございます。グループホームだんらんの土地3筆、ちなみに3,723番地1、同番地2、同番地4に分かれておりました。同番地1及び2に分筆された理由は、平成17年度町単独土木町道運動公園循環線の道路改良工事に伴い、主要地番でありました3,723番地が分筆された経過がございます。今後の町所有の財産の管理の面から、3筆を1筆に合筆し、2月6日に登記したことにより、改正が必要となりました。

また、字名の「獅子塚」を登記簿により確認したところ、「獅々塚」に訂正をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げた内容でございますが、「第2条第1項中 「立科町大字芦田字獅子塚西3,723番地」を「立科町大字芦田字獅々塚西3,723番地1」に改める。」でございます。

附則、「この条例は、公布の日から施行し、平成24年2月6日から適用する。」。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎日程第10 議案第49号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第10 議案第49号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）議案第49号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ669万7,000円を追加し、予算の総額を38億669万7,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。

2の歳入ですが、13款1項使用料につきましては、交流促進センターの利用者増を見込み、使用料の増でございます。14款1項国庫負担金は児童手当法の4月からの施行に伴う補正、15

款1項県負担金についても児童手当法に伴う補正でございます。

次に、8ページであります。

2項の県補助金で、1目総務費補助金ですが、決定しました地域発元気づくり支援金事業への補助金が主なものであります。16款1項財産運用収入は、貸付地新規契約に伴います特別賃貸料の増であります。20款4項雑入であります。これは公有財産修繕にかかわります損害共済金を計上いたしました。

続いて、9ページであります。

3、歳出ですが、関係する款におきまして、職員の異動及び共済費負担金率の改正により、人件費を補正してございます。2款総務費の1項1目一般管理費ですが、臨時職員賃金を増額補正をいたしました。また、電算システムのリース料は、37万2,000円を補正しました。

3目の財産管理費であります。10ページです。財産管理費では、公有財産をインターネットで売却するに要する利用料を1万6,000円、計上いたしました。5目の企画費ですが、統一ブランドのロゴ、キャラクターを普及、PRするための品物等作成費用として60万円を計上いたしました。

続きまして、11ページ、7項コミュニティ費ですが、県の元気づくり支援金事業補助によりまして行う健康ウォーキングや花の植栽などにかかわる事業費用として、107万円を計上いたしました。

続きまして、13ページです。

3款民生費では、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費ですが、児童手当及び子ども手当を補正し、91万円を計上いたしました。2目子育て支援費は、児童館のホールの床修繕料として、30万円を計上いたしました。

14ページです。

3目保育所総務費では、佐久市との定住自立圏協定にかかわります病児・病後児保育の委託料として、8万円を計上いたしました。5目の保育所建設費は、電柱移転補償料として、90万円を計上いたしました。

続いて、15ページですが、3項高齢者福祉費の2目高齢者福祉事業費は、徳花苑の施設移転に伴います土地測量委託料、及び社会福祉法人への移行に伴い、建物登記、測量図面作成委託料としまして、合わせて176万4,000円を計上いたしました。

次に、16ページですが、4款衛生費は、1項の保健衛生費で、2目予防費ですが、日本脳炎対象者を小学1年生から3年生へ拡大に伴い、接種費用として211万7,000円を増額いたしました。

それから、17ページですが、5款農林水産業費は、1項農業費の2目農業総務費ですが、臨時職員2名分の賃金として計上いたしました。3目の農業振興費ですが、有害鳥獣駆除委託料として22万7,000円の増額、また料理コンテスト入賞作品の商品化を進める事業経費として72万円を計上いたしました。

次に、18ページですが、5目都市農村交流費であります。都市からの利用者増を図るため、

交流促進センターの備品や設備整備費用を計上し、また臨時職員賃金は減額補正をいたしました。
次に、19 ページであります。

6 款商工費の 1 項商工費ですが、町内商工事業の活性を図るために、昨年に引き継ぎプレミア
つきの商品券事業を商工会で行っていただく費用ということで、1,130 万円を計上いたしました。
2 項観光費の 2 目観光振興費は、新たに設立された蓼科白樺高原観光協会の事務所開設に伴う費
用として、345 万円を計上いたしました。

続いて、20 ページであります。

7 款土木費の 5 項下水道費は、職員異動に伴います下水道会計の繰出金を増額補正いたしまし
た。

21 ページであります。

8 款消防費の 4 目防災費は、地域防災計画修正業務を本年度一括で行うため、増額計上といた
しました。9 款教育費の 1 項教育総務費ですが、臨時職員賃金を計上しました。また、丸子修学
館高校への補助金として、15 万円を計上いたしました。

次に、22 ページですが、2 項小学校費、また 23 ページにまたがりませんが、3 項の中学校費で
は、全国学力状況調査の科目が追加になったことにより、委託料をそれぞれ増額計上いたしまし
た。

続いて、24 ページであります。

5 項社会体育費で、1 目社会体育費は、体育指導員からスポーツ推進員に名称が変更となりま
したが、1 名の交代があり、ユニフォーム更新費用として 2 万 8,000 円を計上いたしました。6
項の施設管理費であります。ふるさと交流館の地下倉庫を整理しまして、有効利用を図るとい
うことで、棚を購入するための費用を計上いたしました。10 款災害復旧費では、今年 3 月から 4
月の長雨被害のあった林道細久保線の復旧工事費用として、209 万 4,000 円を計上いたしました。
歳入歳出との差額につきましては、予備費で調整をいたしました。

26 ページ以降については、給与費明細書の補正でございます。ごらんをいただきたいと思
います。

以上、提案申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上です。

◎日程第 11 議案第 50 号

議長（滝沢寿美雄君） 次に、日程第 10 議案第 50 号 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会計補
正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤ハートフルケアたてしな所長。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君） 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第
1 号）をよろしくお願いいたします。

議案書をめくっていただきまして、議案第 50 号 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会
計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正の概要を申し上げますと、正職員定期人事異動による人件費関係、通所介護事業所送迎用車両修繕費の増加、りんどう棟暖房設備修繕工事費の計上が主なものでございます。

2ページをごらんください。

歳入歳出の総額5億2,800万7,000円は変わらず、歳出の内訳のみを補正するものでございます。

3ページをごらんください。主なものを申し上げます。

款2サービス事業費、項1居宅サービス事業費、目1居宅介護支援事業費、人事異動並びに人員減に伴う、528万3,000円の減額補正でございます。目3通所介護事業費であります。人事異動に伴い、676万5,000円の減額補正でございます。

4ページをごらんください。

目4認知症対応型共同生活介護事業費も、88万9,000円の減額補正でございます。

5ページをごらんください。

項2施設介護サービス事業費、目1介護老人福祉施設事業費でございますが、正職員人事異動に伴い、681万6,000円の増額補正でございますが、なおりんどう棟の冷暖房修繕工事費52万7,100円並びに負担金、補助及び交付金を、55万7,000円を増額をいたしました。

6ページをごらんください。

項4高齢者生活支援共同住宅運営費でございますが、スプリンクラーの設置に伴いまして、保険料で2,000円の増額補正でございます。款5予備費につきましては、歳入歳出の調整をさせていただき、606万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第51号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第12 議案第51号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君）議案第51号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ216万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,147万4,000円とします。

4ページをごらんください。

歳入でございますが、款5繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金を216万5,000円増額します。

歳出でございますが、款1下水道費、項1下水道管理費、目1下水道管理費の給料、職員手当、共済費等、合わせて、216万5,000円を職員1名の異動に伴い、増額補正をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第13 議案第52号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第13 議案第52号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） 議案第52号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

「第1条 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。」。

「第2条 平成24年度立科町索道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正」をいたします。

支出でございます。索道事業費用の第1項営業費用4億3,655万5,000円を110万3,000円増額いたしまして4億3,765万8,000円に、第3項予備費414万5,000円を110万3,000円減額し304万2,000円に改めるものでございます。

3条は、「（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）」でございまして、予算第6条中（1）職員給与費3,013万9,000円を3,627万2,000円に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

支出の索道事業費用ですが、第1項営業費用、1目リフト営業費用1億9,255万2,000円を110万3,000円増額し、1億9,365万5,000円に改めるものでございます。今般の補正は、人事異動に伴う増減でございます。1節給料は370万8,000円増額し、2節手当は101万増額をいたします。第3節法定福利費は141万5,000円増額し、4節負担金は5万3,000円増額、5節賃金は448万円減額いたします。17節保険料は、60万3,000円減額するものでございます。これは、主に2年間の任期付き職員の採用に伴う、賃金及び保険料を減額いたしまして、給料費、それから共済費負担金を変更するものでございます。第3項予備費は、110万3,000円減額し、304万2,000円に調整いたしました。

3ページをお開きください。

平成24年度索道事業特別会計資金変更計画（第1号）でございまして。

4ページ以降は、給与費明細書でございますので、よろしく願いいたします。

お認めいただきますよう、よろしく願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

以上です。

◎日程第14 報告第2号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第14 報告第2号 平成23年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

繰越明許費の報告を求めます。笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） 報告第2号につきまして、平成23年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてでございますが、平成23年度に予算措置してあります保育所建設事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、24年度へ繰り越した歳出予算の経費の報告でございます。

平成23年度立科町一般会計繰越明許費繰越計算書、款3民生費、項2児童福祉費、事業名保育所建設事業、金額6億3,206万9,000円、翌年度繰越額5億5,676万8,000円、この財源内訳でございます。既に収入となっております特定財源は1億2,500万円、未収入特定財源のうち国・県支出金は1億2,375万円、地方債は5,500万円、それから一般財源でございますが、2億5,301万8,000円という内容で繰り越したものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これで、平成23年度立科町一般会計繰越明許費の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会とします。

（午前11時12分 散会）